

デジタル田園都市構想総合戦略について

1 デジタル田園都市構想総合戦略とは

デジタル田園都市構想総合戦略とは、まち・ひと・しごと創生法第8条、第9条及び第10条に規定されている「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のことです。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは、

- ・ まち：国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
- ・ ひ と：地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
- ・ しごと：地域における魅力ある多様な就業機会の創出

一体的に推進していくための計画です。

国は、令和4年12月23日にこの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和4年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。市町村においては、国及び県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して定めるように努めなければならないとされています。

2 葉山町の状況

本町では、「第1期 葉山町人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年度～令和2年度）」を平成28年3月に、「第2期 葉山町人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年度～6年度）」を令和3年4月に策定し、地方創生に関する取組みを推進してきました。第2期戦略が今年度末にて計画期間の満了を迎えることから、令和7年度を始期とする第3期戦略を策定する必要があります。

3 戦略の名称

国が発行している「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和5年12月版）」（以下、「手引き」という。）によると、「地域の実情に応じた名称を設定することが適切ですが、例えば以下のような名称が考えられます。

- 例 ○○市デジタル田園都市国家構想総合戦略
- 市デジタル田園都市構想総合戦略
- 市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」

との記載があることから、第3期戦略については、「葉山町デジタル田園都市構想総合戦略」とします。

4 戦略の位置づけ

今までの本町の戦略においては、第四次総合計画と密接に連携・整合を図りながら策定・実施をするものと位置づけていました。第3期戦略については、総合計画における取組みを地方創生という目的のもと、デジタルの力を活用しながら推進していくものと位置づけ、具体的な取組みは総合計画の基本計画・実施計画をはじめ、葉山町 DX 推進

基本方針等の個別計画との連携を図るものとします。

5 計画期間

手引きによると、「国の総合戦略の期間が令和5年度～令和9年度の5か年となっていることから、地方版総合戦略の期間も国の総合戦略の期間を勘案して設定するよう努めてください。ただし、地域の実情に応じた期間を設定することも差し支えありません。」とあります。

このことから、第3期戦略の計画期間は、第五次総合計画第1期基本計画の計画期間と合わせ、令和7年度～令和10年度の4か年とします。

6 地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）

第3期戦略を策定するにあたっては、地域ビジョンを記載するよう努めることとされています。第3期戦略は、第五次総合計画を地方創生という目的のもと推進していくものと位置付けていることから、地域ビジョンについては第五次総合計画の目指すまちの姿である「自分らしく、つながるまち」とします。

7 人口推計

人口推計については、第2期戦略までは、「人口ビジョン」として示していましたが、手引きにおいて「地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しに関する統計としては、総務省「国勢調査」や 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、地方公共団体において行われている、地域の実情に応じた将来人口推計等が考えられます。」とあることから、今までの人口ビジョンを継続するのではなく、第五次総合計画策定に向けて実施した将来人口推計を採用することとします。

8 今後の予定

令和7年1月21日（火）：総合計画審議会

令和7年2月3日（月）

～3月4日（火）：パブリックコメント

令和7年3月：総合計画審議会

令和7年3月末：策定

9 交付金等との関係

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、策定後、国から地域再生計画の認定を受けることで、次のような交付金等を受けることが可能となります。

- ・まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））

- ・企業版ふるさと納税 など

第3期戦略についても、国のスケジュールに合わせて地域再生計画の認定を受けたいと考えています。